

# どうぶつは 君の大事な ともだち

●保護者の方へ●

動物虐待は犯罪です。お子さんに命の大切さを教えてあげてください。

## 動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

- 第二七条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌(じ)又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
  - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの



こちらのインターネットアドレスもぜひご覧ください。

●「Dear こげんた」ホームページ <http://www.kogenta.com>



今はまだ暗いだけの夜空に、必ず幾千の星が輝く

君はその最初の一つになる

今はまだ小さな声の祈りが、必ず奇跡の星に輝く

君はその最初の一つになる

When we wish upon a star  
our dreams comes true.

虹の橋を架ける  
お手伝いをしてください。

2002年5月6日、家の近所で捕まえた猫に4時間におよぶ虐待をし、その写真をインターネットで次々と公開する、という事件が起きました。犯人は「動物愛護法」の存在を知らながら、挑戦的な言動を重ねました。

心ある人々が協力し警察へ通報、IPアドレスから住所(発信元)を割り出し、犯人は特定されました。

この事件は当初、書類送検のみで終わりにかけていたのですが、これを知った全国の人々が、犯人に対しての厳罰を求める署名運動や上申書の提出などの運動を重ね、このことはインターネット上やマスコミでとりあげられてきました。

そして、8月6日に犯人は逮捕され、同7日に起訴。そして9月30日に公判を迎え、懲役6ヶ月が求刑されました。結審は10月21日です。

猫は後に「こげんた」と命名されました。

そして私たち「Dear こげんた」も、この事件に対する署名活動を続けてきました。しかし、それはただ感情的に犯人への社会的制裁を求めていたものではありません。

犯人に対し厳正、公正かつ適切な措置を裁判所に求めること。それは、犯人に反省と、良識ある社会人としての真の自覚と更生を促し、今後、同じような陰惨な残虐行為を起させないと同時に、模倣犯・愉快犯が追従しないような重大な先例になると考えたからです。

そして今回の判例が「動物愛護法」のより善き改正について考えるきっかけになればと思います。

人間と動物が仲良く暮らせる優しい社会が造られること、それが私たちの願い。それが人間と動物をつなぐ「虹の橋」になると考えます。



さらに詳しい情報をお知りになりたい方は、このインターネットアドレスへ

●「Dear こげんた」ホームページ <http://www.kogenta.com>